

令和6年度「大学生向け地元就労意識醸成事業」企画提案評価基準

それぞれの審査委員が評価項目ごとに評価を行い、合計点（100点満点）をその提案者の得点とする。
選定にかかる評価項目、評価の視点、配点は下表のとおりとする。

評価項目		評価の視点	配点
大項目	小項目		
1 実施目的	(1) 社会情勢・実施目的の理解	・本市のおかれている現状や課題、ニーズを的確に分析した上で、事業の目的を理解した内容、構成となっているか	15 点
2 企画提案力	(1) 実施内容・創意工夫	・業務目的の達成につながる優れた提案内容となっているか ・就職を控えた学生の興味関心を捉えた効果的な提案内容となっているか ・1回あたり30名以上の学生の参加が見込まれる提案内容となっているか ・学生が参加しやすい工夫がされているか	30 点
	(2) 広報・PR	・広く市内外の大学生の関心を集める内容が提案されているか ・SNSや独自の発信方法など学生に周知・注目される効果的な広報手段が提案されているか	25 点
	(3) 独自性	・事業の趣旨に沿った独自提案がされているか	10 点
3 業務遂行能力	(1) 適切な進行管理	・責任者、業務担当部署など業務進行管理体制が明確にされ、実施スケジュールなどから事業の確実な実施が見込まれるか	10 点
	(2) 同種・類似業務の実績	・類似業務の実績から、当業務の運営を円滑におこなうことが見込まれるか	5 点
	(3) 個人情報管理・法令遵守	個人情報の保護、法令遵守のための具体的な体制・方法が提案され、実施が見込まれるか	5 点
合 計			100 点

- ※ 最高点数を獲得した提案者を第1位として選定する
- ※ 評価の結果、複数の提案者が同点で第1位となった場合には、見積額の最も低い提案者を第1位として決定する。その際、見積額が同額であれば、選定委員会の委員長による採点が最も高い提案者を第1位として決定する
- ※ 各委員による評価の合計点の平均が60点を下回る場合は失格とする
- ※ 各委員による評価の合計点の平均が60点を上回っても、大項目毎の得点が基準に満たない場合には失格とする